

業務再点検結果報告

部署名	農村振興局整備部防災課
部署の業務内容	<p>① 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に関する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>② 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。</p> <p>③ 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること(農村政策部の所掌に属するものを除く。)</p>

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営総合農地防災事業については、土地改良法に基づき計画概要への意見提出の機会が設けられているなど、地方公共団体や地域の方々のご意見をうかがいながら事業を進めている。 ・ 当課が所管する施策の内容は、従来より、ウェブサイト、パンフレット等で紹介しているが、平成20年8月に、ウェブサイトの一部を更新し、国営総合農地防災事業の事業地区ごとに事業概要・事業効果をわかりやすく整理した資料を掲載している。 ・ 大規模災害の発生時における早期の対応に資するよう、職員・専門家の派遣、ボランティアの技術者の活動の促進等を図っており、被災地から好意的な反応をいただいている。 ・ 点検の結果、今後とも丁寧・誠実・親切な業務遂行に努めることを当課内で再確認することとした。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
基本的な相占	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法に基づき提出された意見への対応等についてルール化されている。 ・ 点検の結果、国民の方々からの要請等について、丁寧・誠実・親切な対応に努めるよう、当課内で再確認することとした。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営総合農地防災事業の実施に当たっては、土地改良法に基づき、受益者の3分の2以上の同意、計画概要の縦覧と意見提出の機会の提供等を経て申請がなされ、計画についての専門技術者の意見聴取、異議申立の機会の提供を経て工事に着手している。また、学識経験者、住民代表の方々と環境に関する意見交換を行う「環境に係る情報協議会」を各地方農政局ごとに開催している。 ・ 農地防災に関する事業の実施に当たっては、事業評価のルールに基づき、事前評価を実施するとともに、学識経験者からなる委員会の意見を聴いた上で、期中評価、事後評価を実施し、公表している。 ・ 当課が所管する施策の内容は、従来より、ウェブサイト、パンフレット等で紹介しているが、平成20年8月に、ウェブサイトの一部を更新し、国営総合農地防災事業の事業地区ごとに事業概要・事業効果をわかりやすく整理した資料を掲載している。 ・ 事業制度の創設・拡充等については、都道府県に対する説明会を実施し、意見交換を行っている。 ・ 点検の結果、所管する施策について、ウェブサイトの充実等により、目的・効果等に関する情報発信をさらに積極的に行っていくこととしている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業分野の予算の一部を所管している。 ・ 業界を所管しているものではなく、また、「業」と「消費者」の利益相反とは異なる局面ではあるが、農業者の視点からの生産性重視と国民の視点からの環境配慮との調和が必要であると認識している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論		<ul style="list-style-type: none"> 当課の所管業務のうち、食の安全に関連する業務として、①事業者の事業活動によって生ずるカドミウム等有害物質に汚染された農地等について客土等を行う「公害防除特別土地改良事業」(補助事業)、②家庭雑排水の流入等による農業用水の水質汚濁に対応し用水路と排水路の分離などを行う「水質保全対策事業」(補助事業)、「国営総合農地防災事業(水質障害型)」(直轄事業)がある。 	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 当課の所管する食の安全に関連する上記の業務は、農業生産基盤の整備を通じて、人の健康を損なうおそれがある農産物の生産や、農作物の生育阻害を防止することなどを目的として実施されている。 事業採択に当たっては、科学的な基準を要件としているとともに、実施に当たっては、工学的な知見に基づく対策を施工している。 今後とも、これらの事業については、食の安全に関連する業務であるとの認識の下、着実かつ適切に推進していく。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認		×	<ul style="list-style-type: none"> 上記2事業以外の当課の業務は、農地・農業用施設の災害を未然に防止するために実施する事業、被災した農地・農業用施設の災害復旧事業等であり、食料の安定供給の基盤の確保という意味を有するものの、食の安全そのものとは直接の関連はない。 	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況	
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	<p>・ 当課の業務に関し、地方公共団体等から例えば次のようなご提案をいただいている。</p> <p>①大規模地震を想定した農村集落の総合的な防災対策の推進。</p> <p>②地域における災害発生のおそれのあるため池の実態に即した対策の推進。</p>	/	<p>・ 左記のご提案等をふまえ、平成20年度に、農村の農業用施設や農村防災施設の安全対策を総合的に推進する「農村災害対策整備事業」を創設するとともに、平成21年度予算案に、防災・減災を核とする中での、環境保全や親水面での利活用にも資するため池の総合整備対策を推進する「地域ため池総合整備事業」の創設を盛り込んでいるところである。</p> <p>・ 今後とも、当課の業務に関する提案等を真摯に受け止め、公共性・事業効果の高いものについてはできるかぎり施策に反映できるよう努めていく。</p>	
			/	
			/	